

議案第 28 号

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 19 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 認定こども園及び保育所の長たる特定教育・保育施設の管理者における懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する規定を明確にする必要があるので、本案を提出する。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する  
条例の一部を改正する条例

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例  
(平成26年9月世田谷区条例第37号)の一部を次のように改正する。

第26条中「を与え、人格を辱める等その権限を濫用しては」を「又は精神的苦痛  
を与えては」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。